

平成20年12月30日

国立大学法人北海道大学

本学教員に対する懲戒処分について

この度、別紙のとおり、本学教員に対し懲戒処分の通知を行ったので、皆様にお知らせします。

同時に、当該教員の行為により、本学学生、関係者のみならず国民の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げます。

本学教職員によるこのような行為は大学の信用を著しく失墜させるもので誠に遺憾であり、今後、信頼回復に努める所存です。

北海道大学教員の懲戒処分について

1. 氏名 竹市 幸子 (改姓前: 小山 幸子)
2. 所属・職名 電子科学研究所・准教授 (2004.3～助教授・2007.4～准教授)
3. 専門分野 非侵襲脳機能計測、認知神経科学、脳磁場計測、音声知覚
4. 性別(年齢) 女性(44歳 平成20年12月30日現在)
5. 処分について
 - 1) 処分内容
懲戒・諭旨解雇
 - 2) 処分の対象となった事実
自宅を営利企業(ヒーリングサロン)に提供していたこと。
本学准教授(助教授当時を含む)の立場を利用して勧誘を行ったこと。
マスコミ報道や本学に対し苦情が寄せられたこと。
 - 3) 審査日
12月16日(火)
 - 4) 審査機関
北海道大学懲戒審査委員会
 - 5) 通知日
12月30日(火) 手交
6. 「諭旨解雇」について
退職届の提出を勧告、応じない場合は懲戒解雇
応じた場合は退職手当を支給
7. 今後について
「審査結果通知書」の交付日(本日)の翌日から2週間の弁明の機会を付与
弁明の申し出があった場合は、あらためてその機会を設定
本人から弁明を行わない旨の申し出があった場合は、その時点で懲戒審査委員会の結論が確定